

# 中源線シグナル配信契約締結前書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。  
この書面をよくお読みください。

【商号】 有限会社林投資研究所  
【住所】 〒 176-0023 東京都練馬区中村北 4-18-14  
電話 03-5261-5101 FAX 03-5261-5102  
金融商品取引業者 投資助言・代理業  
登録番号 関東財務局長（金商）第 2602 号

## 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。  
当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

## 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内株式の価値の分析、またはこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従って助言を行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

	(会員区分)			(金額)
中源線シグナル配信	全銘柄	1年	会報会員	85,800円(税込)
中源線シグナル配信	東証プライム	1年	会報会員	66,000円(税込)
中源線シグナル配信	全銘柄	半年	会報会員	52,800円(税込)
中源線シグナル配信	東証プライム	半年	会報会員	39,600円(税込)
中源線シグナル配信	全銘柄	1年	一般	132,000円(税込)
中源線シグナル配信	東証プライム	1年	一般	99,000円(税込)
中源線シグナル配信	全銘柄	半年	一般	79,200円(税込)
中源線シグナル配信	東証プライム	半年	一般	59,400円(税込)

※期間の全額を前納していただきます。終了時に次の期間分のご入金で自動更新されます。  
※お申し込み後、手続きが完了した時点で利用を開始できます。  
※利用期間は月単位で管理し、契約日の翌月 1 日から起算します。

## 助言の方法

個別株式および主要株価指数の中源線法示（シグナル）について、立会日の午後 4 時前後、当日大引値までの計算結果を Web ページへ表示。

## その他の費用

なし。ただし、「規定期間内の返金保証」制度にて解約の場合のみ、事務手続き料として 1,000 円をご負担いただきます。

## 有価証券等にかかるリスク

### —株式—

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### —信用取引等—

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、また損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

## 契約の解除について

### クーリングオフの適用

林投資研究所の投資顧問契約は、クーリング・オフの対象です。具体的な取り扱いは、次の通りです。

#### 1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

契約の解除日は、お客様が解除の書面または電磁的記録を発送した日となります。

契約の解除に伴い、いただいた報酬の全額を返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### 2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、書面または電磁的記録による契約解除の意思表示を受けた月の末日で契約を解除します。契約解除の場合は、残存期間を月割りで案分した残額をお返しいたします。その際にかかる送金手数料は、林投資研究所が負担いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきませんが、キャンペーンによる「規定期間内の返金保証」制度にて解約する場合のみ、事務手続き料として1,000円をご負担いただきます。

## 中源線研究会の登録について

中源線シグナル配信の契約が解除になったあとも、中源線研究会の登録はそのまま残ります。したがって、シグナル配信の無料サービスである「シグナル配信サイトのトップページ閲覧」および「中源線研究会サイトの閲覧」等は引き続きご利用になれます。この登録についても併せて解除をご希望の場合は、別途ご連絡ください。

## 租税の概要

お客様が有価証券等を売買する際には売買した有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ・契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）
- ・クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください）
- ・当社が、投資助言業を廃業したとき

※契約は、次の期間にかかる料金が入金された時点で自動更新されます。

## 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

○顧客を相手方としてまたは顧客のために以下の行為を行うこと

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取り次ぎまたは代理
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取り次ぎまたは代理
  - 取引所金融商品市場における有価証券の売買または市場デリバティブ取引
  - 外国金融市場における有価証券の売買または外国市場デリバティブ取引
- ・店頭デリバティブ取引またはその媒介、取り次ぎもしくは代理

○当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、または当社および当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

○顧客への金銭、有価証券の貸付け、または顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取り次ぎ、代理を行うこと

## 会社の概要

資本金 1,000 万円 役員：代表取締役 林知之、取締役 林直之 主要株主：林知之  
分析者・投資判断者：林知之 助言者：林知之

## 当社への連絡方法

以下の電話番号またはお問い合わせフォームよりご連絡ください。

電話番号 03-5261-5101 (平日 9:00 ~ 16:30)

お問い合わせフォーム <http://www.h-iro.co.jp/form/contact.html>

## 当社が加入している金融商品取引業協会

当研究所についてお知りになりたい方は、関東財務局の登録簿で内容を自由にご覧になれます。

また当研究所は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員です（投資顧問業協会の会員名簿は、協会事務局で自由にご覧になれます）。

## 苦情処理措置について

当社は「苦情処理措置」を定め、お客さまからの苦情等のお申し出に対して真摯かつ迅速に対応します。電話または Web サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。

当社に対する苦情等のお申し出先は上記の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

1. お客さまからの苦情等の受付
2. 担当者からの事情聴取と解決案の検討

当社は上記のように苦情の解決を図るほか、以下に示す団体を通じて苦情の解決を図ります。この団体は当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情解決についての業務を受託し、お客さまからの苦情を受け付けています。ご利用になる場合は、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。

詳しくは、同センターにご照会ください。

1. お客さまからの苦情の申し立て
2. 会員業者への苦情の取り次ぎ
3. お客さまと会員業者との話し合いと解決

## 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ります。同センターは、当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のために同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会ください。

1. お客さまからのあっせん申立書の提出
2. あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
3. お客さまからのあっせん申立金の納入
4. あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
5. あっせん案の提示、受諾

## 当社が行う業務

当社は投資助言業のほかに、出版業、書籍・雑誌小売業、情報提供サービス業を行っています。